

協議項目 1 6 「一部事務組合等の取扱いに関すること」

協議項目 1 6 「一部事務組合等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 8 月 2 7 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

1 一部事務組合の取扱い

- (1) 大胡町、宮城村及び粕川村は、群馬県市町村総合事務組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- (2) 大胡町、宮城村及び粕川村は、群馬県市町村会館管理組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- (3) 大胡町、宮城村及び粕川村は、前橋広域市町村圏振興整備組合から合併の日の前日をもって脱退するものとし、合併後の前橋広域市町村圏振興整備組合の取扱いについては、構成市町村が解散に向け協議を進めるものとする。

2 土地開発公社の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村は、勢多中央土地開発公社から合併の日の前日をもって脱退するものとし、合併後の勢多中央土地開発公社の取扱いについては、合併時まで構成市町村が協議して定めるものとする。

1 一部事務組合の設置状況（合併関係市町村に係る一部事務組合）

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
(1)群馬県市町村総合事務組合 (平成2年10月1日) ・県内市町村及び一部事務組合 をもって組織する。	(1)群馬県市町村総合事務組合 (平成2年10月1日) 左記同様	(1)群馬県市町村総合事務組合 (平成2年10月1日) 左記同様	(1)群馬県市町村総合事務組合 (平成2年10月1日) 左記同様
(2)群馬県市町村会館管理組合 (昭和47年2月25日) ・県内市町村をもって組織する。	(2)群馬県市町村会館管理組合 (昭和47年2月25日) 左記同様	(2)群馬県市町村会館管理組合 (昭和47年2月25日) 左記同様	(2)群馬県市町村会館管理組合 (昭和47年2月25日) 左記同様
(3)前橋広域市町村圏振興整備 組合 ・構成市町村：前橋市、大胡町、 宮城村、粕川村、 富士見村 ・臨海学校 (昭和49年7月) ・赤城少年自然の家 (昭和49年10月) ・交通災害共済 (昭和43年7月) ・農業共済 (平成元年4月) ・常備消防 (昭和50年4月(平成11年4月前橋 消防統合)) ・介護認定審査会 (平成11年4月)	(3)前橋広域市町村圏振興整備 組合 左記同様	(3)前橋広域市町村圏振興整備 組合 左記同様	(3)前橋広域市町村圏振興整備 組合 左記同様

【一部事務組合の規約変更等について】

- ・一部事務組合を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退や規約変更の手続きが必要となる。
- ・一部事務組合の規約等を変更するときは、構成市町村の協議によりこれを定め、群馬県知事の許可を要する。(地方自治法第286条)
- ・一部事務組合を解散するときは、構成市町村で協議し、群馬県知事への届出を要する。(地方自治法第288条)
- ・構成市町村の協議では、構成市町村の議会の議決を要する。(地方自治法第290条)

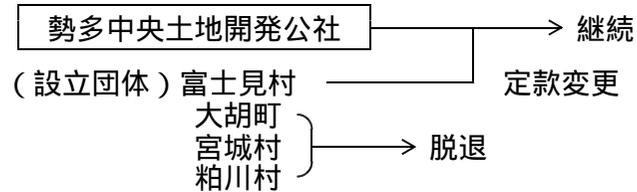
議案第34号参考資料

2 土地開発公社の設置状況

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
前橋市土地開発公社 設立団体：前橋市	勢多中央土地開発公社 設立団体：大胡町、宮城村 粕川村、富士見村	勢多中央土地開発公社 左記同様	勢多中央土地開発公社 左記同様

【勢多中央土地開発公社の取扱いについて】

1 定款変更により継続



2 解散



- ・定款変更、又は解散を行う場合には、設立団体の議会の議決を要し、合併時までに群馬県知事の認可を受けている必要がある。
(公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項、第22条第1項)
- ・大胡町、宮城村及び粕川村の財産は、勢多中央土地開発公社からそれぞれの町村が合併時まで取得し、前橋市に引き継ぐ。
- ・解散の場合には、財産の清算を行う。(公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項)

3 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
<p>(1)筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団については、合併の前日をもって解散するものとする。</p> <p>(2)荳崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>(3)筑南地方土地開発公社については、荳崎町は合併の前日をもって脱退するものとする。</p>	<p>福山市と新市町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。</p> <p>新市町のみが加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。</p>	<p>下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>	<p>豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。</p>

議案第34号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第3章 地方公共団体の組合

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4～6 省略

（複合的一部事務組合の設置）

第285条 市町村及び特別区の仕事に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは協同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
- 二 一部事務組合を組織する地方公共団体
- 三 一部事務組合の共同処理する事務
- 四 一部事務組合の事務所の位置
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第285条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第92条第2項、第141条第2項及び第196条第3項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第34号参考資料

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

第3章 土地開発公社

（設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（法人格）

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

（定款）

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 八 公告の方法
- 九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。